

東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第 7 号線
地質調査及び擁壁等予備設計検討業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務委託の概要

(1) 件名

東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第 7 号線
地質調査及び擁壁等予備設計検討業務委託

(2) 目的

本業務委託は、区が未整備の都市計画道路の中で優先的に事業化を目指している東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第 7 号線（以下、「世田谷区画街路第 7 号線」という。）について、当該路線は擁壁高が高く、また地形の特性上複数の擁壁の種類を検討する必要があること、整備に伴う宅地への影響等検討事項があるため、これらの課題を整理し、当該道路事業を円滑に進めるため委託作業を実施することを目的とする。

(3) 対象地域（別紙 1 参照）

「せたがや道づくりプラン」において優先整備路線に位置づけられている、世田谷区画街路第 7 号線未整備区間（計画幅員 12～15m、延長約 400m）

(4) 業務委託の内容

業務委託の概要については、プロポーザル後、選定された候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し決定する。

次に示す委託概要は、現在、世田谷区が考える業務内容及びスケジュールであるが、円滑に業務を進めていくための業務手法について、プロポーザルの提案を含めて決定する。

【令和 7 年度 委託概要】

①地質調査

地質調査内容及び調査深度については、提案内容を踏まえ決定する。調査箇所数は 2 箇所とし、調査場所は上野毛自然公園内を想定している。調査孔については、礫層を対象とする観測井戸仕上げとすること。

なお、今回の地質調査で想定している地盤は別紙 2 のボーリング柱状図のとおり。

②解析等調査業務

- ア 計画準備
- イ 既存資料収集・現地調査
- ウ 資料整理
- エ 断面図等の作成
- オ 総合解析取りまとめ

【令和 8 年度 委託概要】

①地下水調査

令和 7 年度に設置した観測井戸による地下水の長期観測を実施する。観測期間は令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までを想定している。

②擁壁予備設計

令和 7 年度に実施した地質調査の結果や周辺の土地条件、高低差等から予備設計の行う箇所については、提案内容を踏まえ決定する。

③擁壁施工時の交通処理や宅地への影響等の検討

④庁内検討委員会用資料作成及び参加

庁内検討委員会のメンバーは、道路計画課のほか道路管理者・公園管理者を想定しており、年 3 回の開催を予定している。

【令和 9 年度 委託概要】

①将来交通動向の把握（現況交通量調査及び将来交通量の把握）

②交差点処理解析及びパターン検討

③道路予備設計（橋梁概略設計を含む）

④庁内検討委員会用資料作成及び参加

庁内検討委員会のメンバーは、道路計画課のほか道路管理者・公園管理者を想定しており、年3回の開催を予定している。

(5) 履行期間（令和7年度）

契約の日から令和8年3月中旬まで

※委託契約は単年度ごとに行い、令和8年度及び令和9年度は、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として契約を行う。

2 提案限度額

令和7年度 12,735,800円（消費税込み）

令和8年度 22,781,000円（消費税込み）

令和9年度の契約予定金額については、提案内容及び令和7年度と令和8年度の履行内容を踏まえて世田谷区及び受託者で協議の上定めるものとする。

※予算の配当において予算の減額や削減があった場合は、契約金額及び契約内容を変更すること、または契約を締結しないことがある。

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。令和8年度以降見積額2,000万円を超える場合は別紙3を参照すること。

3 プロポーザル方式により業者選定を行う具体的理由

本業務の受託者には、沿道状況および地質条件による擁壁構造などを理解した上で、当該区間全体の道路設計の提案能力が求められる。

世田谷区画街路第7号線は、擁壁の検討が特に重要であるが、横断する国分寺崖線による湧水への影響、また高低差・土地条件等により擁壁構造を検討する必要がある

これらの条件を踏まえた擁壁の構造検討、経済比較及び路線全体の予備設計にあたっては、構造設計や交差点処理解析等豊富な知識と経験に培われた高い専門性と技術力を有する事業者に委託する必要があるため、今回、プロポーザル方式により委託先の候補者を選定するものである。

4 プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 都内区市町及び東京都近郊政令指定都市における、擁壁構造検討及び交差点解析業務を含む道路設計業務の受託実績があること。
- (8) 予定主任技術者が下記の①から③のいずれかの資格を有すること。

①技術士

・令和7年度については、総合技術管理部門（選択科目：建設一般並びに土質及び基礎、または応用理学一般並びに地質）または建設部門（選択科目：土質及び基礎）もしくは応用理学部門（選択科目：地質）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

・令和８年度及び９年度については、総合技術管理部門または建設部門の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

②ＲＣＣＭ

・令和７年度については、ＲＣＣＭ（地質部門または土質及び基礎部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

・令和８年度及び９年度については、ＲＣＣＭ（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

③令和７年度については、地質調査技士の資格保有者

（９）東京都市計画道路区画街路世田谷区画街路第７号線地質調査及び擁壁等予備設計検討業務委託プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

５ 手続き開始の公告

（１）公告開始日

令和７年１０月１０日（金）

（２）公告方法

ＨＰ [世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→
[プロポーザル関連情報](#) に掲載

６ 説明書及び実施要領の配布

（１）配布期間

令和７年１０月１０日（金）から令和７年１０月２４日（金）

（土、日、祝祭日を除く午前９時から午後５時まで）

（２）配布場所及び方法

①区のホームページからダウンロード

ＨＰ [世田谷区トップページ](#)→[区政情報](#)→[契約・入札情報](#)→[発注情報](#)→
[現在実施中のプロポーザル情報](#)→[住まい・街づくり・環境](#) に掲載

②下記１８に掲げる担当課にて窓口配布

７ 参加表明書の提出

以下のとおり、参加表明書及び関係書類を提出すること。

（１）提出期限

令和７年１０月２４日（金）午後５時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前９時から午後５時まで

（２）提出方法

郵送又は持参

（３）提出書類

①参加表明書【様式１】 １部

②上記４を証明できる書類 １部

③法人の概要

（会社沿革、会社組織図、自己資本額、営業種目別年間総売上額等を明記） １部

④事業経歴・実績 １部

⑤従業員の構成（技術者数を明記） １部

※様式の指定のないものについては、必要事項が記載されているものであれば、パンフレット等でも可とする。

（４）提出先 下記１８のとおり

8 企画提案書等の提出者を選定する基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。確認事項は、上記4のとおりとする。

なお、提案書提出法人の数により、事前にプレゼンテーションを実施する業者を選定する場合がある。

選定結果については、令和7年10月31日（金）に「プロポーザル招請通知」を電子メールにより送付する。なお、参加資格が確認できなかった提出者に対してもその旨を通知する。

9 企画提案書等の提出

上記8において選定された者は、別紙4「企画提案書作成要領」を確認の上、以下のとおり、関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書

ア) 企画提案書（表紙）【様式5】

イ) 企画提案書（様式自由）

②業務実施体制及び分担業務の内容【様式2】

③主任技術者（予定）の業務実績【様式3】

④参考見積書

(2) 提出期限

令和7年11月28日（金）午後5時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

「18 担当課」へ持参、郵送等または電子メールにより提出すること。

※持参の場合、受付時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）

※郵送等の場合、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る。

(4) 提出書類・提出部数

①企画提案書

正本1部

副本1部（紙媒体の場合は副本5部）

※副本には法人名は記載しない。また法人名が特定できる表現（法人名（略称含む）、ロゴマーク、氏名等）は記載しないこと。

電子データでの提出は、PDF形式で送付すること。

②その他書類 各1部

(5) 提出先

下記18のとおり

10 プロポーザル質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月31日（金）～令和7年11月14日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「プロポーザル質問書（様式4）」を用いて電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問には応じない。

(3) 質問先

下記18のとおり

(4) 質問回答日及び回答方法

令和7年11月21日（金）に電子メールにて全ての参加者に対し回答する。

11 企画提案書を特定するための審査方法及び評価基準

企画提案書等を提出した候補者の中から、企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの実施により順位を決定する。

(1) 審査予定日

令和7年12月10日（水）

(2) 審査方法

提出された提案書等は、別に定める審査委員会を設置し、プレゼンテーションの内容とともに要領に定める審査事項及び評価基準に基づき、審査・配点し、総合点により順位を決定する。その結果、第一順位となった業者に優先交渉権を付与することとする。

【プレゼンテーションの内容】

①各社の持ち時間は30分とする（提案説明時間約15分、質疑応答約15分）。

②参加者は、説明者を含め3名までとする（本業務の担当者を含めること）。

③プレゼンテーション対象者には開催場所、時間、方法等については別途通知する。

(3) 評価基準

別紙5のとおり

(4) 審査員の構成

①道路・交通計画部長（委員長） 堂下 明宏

②道路・交通計画部道路事業推進課長 田波 剛

③道路・交通計画部道路計画課長 北川 健介

④道路・交通計画課道路計画担当係長 大谷 信二

12 候補者の選定

審査委員会が、別紙5の評価基準に基づき企画提案書等の審査結果を総合的に評価し、総合判定評価点が第一順位でかつ、200点満点中120点以上の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

なお、第一候補者と契約に至らない場合は、総合判定評価点が120点以上の第二順位の提案者を候補者として選定する。

13 提案者が一社の場合の審査及び選定

提案者が一社の場合の審査は、企画提案書の総合判定評価点が、全審査委員の配点総計に対して200点満点中120点以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

14 審査結果の通知

審査結果は、令和7年12月中旬頃全ての企画提案書等を提出した者に、電子メールにて通知する。

15 選定スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 手続き開始の公告 | 令和7年10月10日（金） |
| (2) 説明書の配布期間 | 令和7年10月10日（金）から
令和7年10月24日（金）午後5時まで |
| (3) 参加表明書受付期間 | 令和7年10月10日（金）から
令和7年10月24日（金）午後5時まで |
| (4) プロポーザル招請通知 | 令和7年10月31日（金） |
| (5) プロポーザル質問書受付期間 | 令和7年10月31日（金）から
令和7年11月14日（金）午後5時まで |
| (6) 質問回答書発送期限 | 令和7年11月21日（金） |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年11月28日（金）午後5時まで |
| (8) プレゼンテーション審査日 | 令和7年12月10日（水） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和7年12月中旬頃 |

16 失格事由

- (1) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合
- (2) 招請通知後、選定事業者の特定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合
 - ①参加資格がないことが判明した場合
 - ②参加表明書その他の書類において虚偽の記載がみつめられた場合
 - ③世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- (3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合
- (4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

17 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 契約等について
 - ①審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、詳細な委託内容について協議を行い、双方の合意に基づき契約を締結する。
なお、契約に至らなかった場合は、第二順位の提案者と協議を行う。
 - ②本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 参加表明書、企画提案書の作成及び提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (8) 本選定過程で提出された企画提案書等は、返却しない。なお、提出された企画提案書等は、参加者に無断で他の目的以外で使用しない。また、選定された者の企画提案書等を公開する場合は、事前に参加者の同意を得るものとする。
- (9) 企画提案書等の提出後は、原則として記載した予定技術者の変更は認めない。ただし、死亡、病休、退職等のやむを得ない理由で予定技術者の変更を行う場合には、同等以上の経験と実績を有する技術者を充てることを前提に、発注者の了承を得なければならない。
- (10) 事業者の募集において、下記18本件担当課が配布した書類は、本件の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (11) 本プロポーザル応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。

18 担当課

世田谷区 道路・交通計画部道路計画課（担当：小林、藤原）
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎A棟3階）
電話：03（6432）7935
FAX：03（6432）7991
電子メールアドレスは、招請通知内でお知らせする。